（別記様式第１号）

| | |
|---|---|
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 黒滝村 |

# 黒滝村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　林業建設課
所在地　奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地
電話番号　０７４７－６２－２０３１
ＦＡＸ番号　０７４７－６２－２５６９
メールアドレス　kuro_k@vill.kurotaki.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|---|---|
| 対象鳥獣 | ﾆﾎﾝｼﾞｶ,ｲﾉｼｼ,ｱｵｻｷﾞ,ｱﾗｲｸﾞﾏ,ﾊｸﾋﾞｼﾝ,ｱﾅｸﾞﾏ |
| 計画期間 | 令和６年度　～　令和８年度 |
| 対象地域 | 黒滝村全域 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|---|---|---|---|
| | 品　目 | 被害金額<br>（千円） | 被害面積<br>（ａ） |
| ﾆﾎﾝｼﾞｶ | 野菜、花き、花木類 | ４３０ | １２a |
| ｲﾉｼｼ | 野菜、イモ類 | ７０ | ２a |
| ﾊｸﾋﾞｼﾝ | 野菜、イモ類 | ２５ | ２a |
| ｱﾗｲｸﾞﾏ | 果樹、イモ類、野菜 | ３０ | ３a |
| ｱﾅｸﾞﾏ | 野菜、イモ類 | ２０ | ２a |
| ｱｵｻｷﾞ | アマゴ | ３８０ | １９０kg |
| 合計 | | ９５５ | ２１a |

（２）被害の傾向

| | |
|---|---|
| ニホンジカ<br><br>イノシシ | 防護柵等の設置など対策しているが、農業被害は年間を通して村内全域にかけて発生が続いている。 |
| ハクビシン<br>アライグマ<br>アナグマ | アライグマ、ハクビシン、アナグマ等の小動物による農業被害については、年間を通して発生している。 |
| アオサギ | アオサギによる養魚場の川魚への被害については、防護ネットの設置により被害は抑制されてきている。 |

（３）被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和４年度） | 目標値（令和８年度） |
|---|---|---|
| 被害金額(千円) | | |
| ニホンジカ | ４３０（農業） | ３５０（農業） |
| イノシシ | ７０（農業） | ５０（農業） |
| アライグマ | ３０（農業） | ２０（農業） |
| ハクビシン | ２５（農業） | ２０（農業） |
| アナグマ | ２０（農業） | １５（農業） |
| アオサギ | ３８０（水産） | ３００（水産） |
| 被害面積(ａ) | ２１a | １６.６a |

（４）従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | ・奈良県猟友会黒滝支部への捕獲依頼<br><br>・小型捕獲檻等によるアライグマ等の捕獲<br><br>・ICT 機器導入によるほかパトの運用<br><br>・狩猟免許取得に向けた広報等 | ・村内在住の猟友会会員の高齢化、担い手不足。<br><br>・ほかパトをうまく活用できておらず、効果があまりみられない。<br><br>・新規狩猟免許取得者の狩猟技術が乏しい。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・村単独事業を活用した防護柵の設置の補助。 | ・急な勾配のある地域では、勾配を利用して柵を飛び越えてくる個体も希にでてきた。 |
| 生息環境管理その他の取組 | ・山間における緩衝帯の設置<br>・雑木林の刈払い<br>・放任果樹の除去 | ・荒れ地、放置山林の増加 |

（５）今後の取組方針

（捕獲等に関する取組）
有害鳥獣の継続的な捕獲のため、積極的駆除を実施し個体数の調整をし、農作物等への被害の軽減に取り組む。

・ﾆﾎﾝｼﾞｶやｲﾉｼｼ等有害鳥獣の捕獲については引き続き奈良県猟友会黒滝支部へ依頼し、銃器及び捕獲檻による駆除を積極的に実施するとともに被害届等に基づき効果的と考えられる場所に捕獲檻を設置し、被害軽減を図る。
・小獣用の檻の活用によりｱﾗｲｸﾞﾏやﾊｸﾋﾞｼﾝ、ｱﾅｸﾞﾏによる畑への被害軽減を図る。
・ほかパトなどのＩＣＴ機器を活かした、より効果的な捕獲を行う。
（被害防除について）
侵入防止柵の設置の支援を行い、農作物等への被害の軽減を図る。
・村内の農地所有者に対し、侵入防除柵の設置補助
・被害状況に基づく効果的な防除柵の設置及び強化・推進を行う。
（狩猟者高齢化対策）
・奈良県猟友会黒滝支部と連携を行い、新規の狩猟免許取得促進を行う。
・狩猟技術研修を継続実施し、広報,周知等も積極的に行う。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

村内の農業、林業における被害状況報告、及び各区からの要望等により捕獲頭数・捕獲場所を奈良県猟友会黒滝支部と協議し捕獲活動は奈良県猟友会黒滝支部が担う。

（２）その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 令和<br>６年度<br>～<br>８年度 | ﾆﾎﾝｼﾞｶ<br>ｲﾉｼｼ<br>ｱﾗｲｸﾞﾏ<br>ﾊｸﾋﾞｼﾝ<br>ｱﾅｸﾞﾏ | 狩猟者確保のため奈良県猟友会黒滝支部と連携を図りながら、村民を対象に試験開催等情報を広報紙や村内ケーブルテレビ放送等を活用し周知を行い、免許取得を推進する。また、狩猟者に対しては講習会等への参加を呼びかけ、小林式誘引捕獲法など捕獲技術の向上及び普及に務める。 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| ・イノシシ、ニホンジカについては、奈良県策定の第二種特定鳥獣管理計画に基づき、黒滝村有害鳥獣対策協議会により承認された捕獲計画及び地元からの要請による特別捕獲計画数を決定<br>・アライグマ、ハクビシン、アナグマについては、近年の被害状況・捕獲件数や目撃情報等により捕獲計画を決定する。<br>・アオサギについては、アマゴの養殖場周辺を活動範囲にしている個体数により捕獲計画を策定する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| ニホンジカ | ２００頭 | ２００頭 | ２００頭 |
| イノシシ | ８頭 | ８頭 | ８頭 |
| アライグマ | ２０頭 | ２０頭 | ２０頭 |
| ハクビシン | ３０頭 | ３０頭 | ３０頭 |
| アナグマ | ３０頭 | ３０頭 | ３０頭 |
| アオサギ | ５羽 | ５羽 | ５羽 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| 捕獲については、村内全域で一年を通して奈良県猟友会黒滝支部により実施する（週１回日曜日若しくは祝日）とともに目撃情報及び被害情報が多い箇所に捕獲檻を設置する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|---|
| |

（４）許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|---|---|
| | |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| ニホンジカ<br>イノシシ | ３００ｍ | ３００ｍ | ３００ｍ |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 令和<br>６年度<br>～<br>８年度 | ﾆﾎﾝｼﾞｶ<br>ｲﾉｼｼ<br>ｱﾗｲｸﾞﾏ<br>ﾊｸﾋﾞｼﾝ<br>ｱﾅｸﾞﾏ | 破損部分がないか定期的にメンテナンスを行う。また、耐用年数を超えた柵については、補修を行う。 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 令和<br>６年度<br>～<br>８年度 | ﾆﾎﾝｼﾞｶ<br>ｲﾉｼｼ<br>ｱﾗｲｸﾞﾏ<br>ﾊｸﾋﾞｼﾝ<br>ｱﾅｸﾞﾏ | ・放置された果樹や雑木林の刈払い、緩衝地帯の設置などで生息環境を適切に整備、管理する。<br>・県及び各種団体開催の研修会への参加を積極的に呼びかけ村民が主体となった防止活動を行えるよう支援する。 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---|---|
| 黒滝村役場林業建設課 | 各関係機関との連絡調整・情報収集及び提供 |
| （一社）奈良県猟友会黒滝支部 | 有害鳥獣の捕獲・地域巡回・情報収集 |
| 吉野警察署 | 地域巡回・情報収集・警戒 |
| 黒滝村教育委員会事務局 | 園児・児童・生徒の安全の確保に関すること |

（２）緊急時の連絡体制

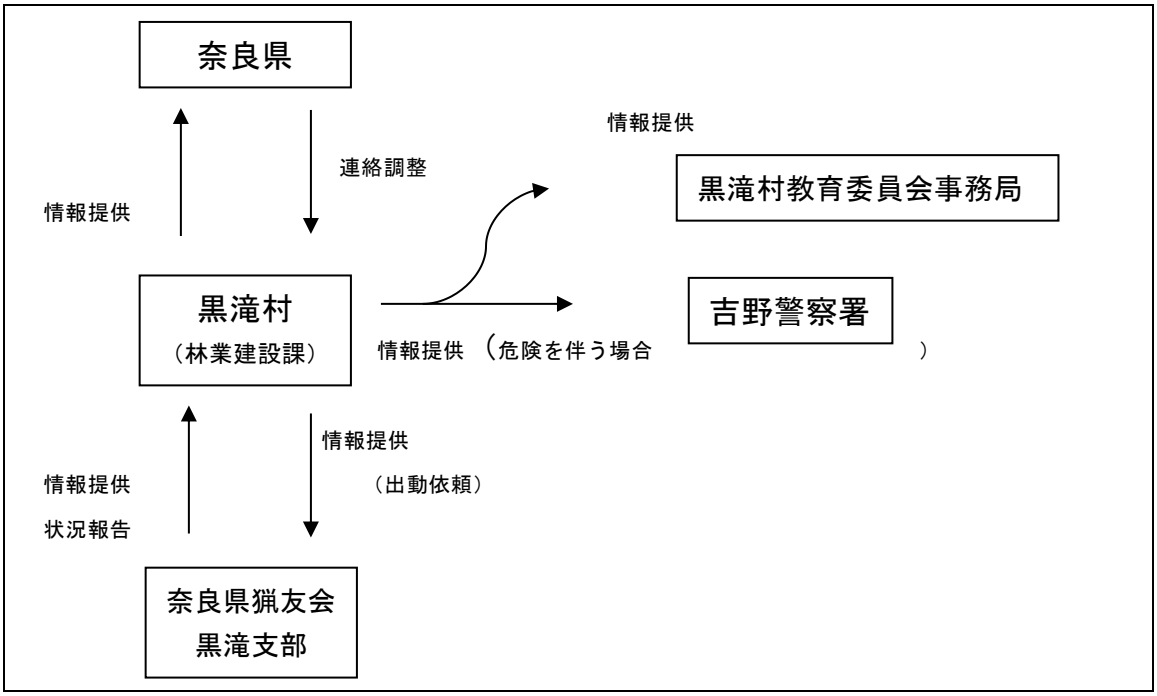

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|---|
| 対象捕獲鳥獣については、捕獲者による埋設処理を行う。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|---|---|
| 食品 | 現状なし、利用予定なし |
| ペットフード | 現状なし、利用予定なし |
| 皮革 | 現状なし、利用予定なし |
| その他<br>（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 現状なし、利用予定なし |

（２）処理加工施設の取組

| |
|---|
| 特になし |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|---|
| 特になし |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 黒滝村鳥獣被害防止対策協議会 |
|---|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 黒滝村役場 | 鳥獣被害防止計画の策定及び協議会事務局の設置<br>・総合調整 |
| 奈良県猟友会黒滝支部 | ・有害鳥獣捕獲活動の実施 |
| 吉野警察署 | ・地域住民の安全確保に関すること |
| 黒滝村教育委員会 | ・園児、児童及び生徒の安全の確保に関すること |

（２）関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---|---|
| 黒滝川漁業協同組合 | 被害情報の収集 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| 鳥獣被害対策実施隊の設置については、村の財政状況及び人員等を鑑みて今後、協議会構成関係機関で協議を行っていく。 |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| 特になし |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| 特になし |